



2026年6月29日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

当社株主が招集した2026年5月12日開催の当社臨時株主総会における 決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社取締役（下記3をご参照ください。）より、2026年5月12日に開催された、当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）の招集に係る当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者（※注1）の選任決議の不存在確認等訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に対して提起した旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、訴状の送達を受けておりませんが、訴訟を提起した当社取締役より訴状の写しを受領し、下記内容を確認いたしました。

※注1：前氏が、本臨時株主総会において選任されたと主張する、7名の新取締役候補者を意味します。

記

1. 本訴訟の提起があった裁判所および年月日

裁判所：東京地方裁判所

提起日：2026年6月26日

2. 本訴訟の原因および提起されるに至った経緯

(1) 本訴訟の原因である当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議についての見解の対立

当社は、2026年5月12日付適時開示「臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」等で公表いたしましたとおり、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が法令および定款に違反し、不存在または取り消されるべきものであると考えております。それに対して、前氏は、当社取締役の解任決議および前氏

提案取締役候補者の選任決議が適法であると考えており、当社と前氏との間で、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議の有効性についての見解が対立しております。

なお、当社は、これまで、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が法令および定款に違反し無効であることもあわせて主張しておりましたが、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議の瑕疵の内容を精査した結果、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が無効であるとの主張は今後の主張から除くことにいたしました。

(2) 本訴訟に先行する仮処分申立ておよびそれに対する裁判所の決定

本件に関して、本訴訟に先行して、当社取締役により、下記①および②の申立てがなされました。

- | |
|---|
| ① 前氏提案取締役候補者が当社取締役および代表取締役の地位にないことの仮処分の申立て |
| ② 当社取締役が当社の取締役の地位にあることおよび左奈田直幸が当社の代表取締役の地位にあることの仮処分の申立て |

東京地方裁判所は、上記①について、前氏提案取締役候補者が当社の「取締役および代表取締役の地位にないことを仮に定める」との内容の決定（※注2）をし、上記②について、当社取締役が当社の「取締役の地位にあること」および左奈田直幸が当社の「代表取締役の地位にあること」を仮に定めるとの内容の決定をいたしました（※注3）。

なお、上記①の申立てについては、前氏提案取締役候補者から保全異議の申立てがなされましたが、東京地方裁判所は、当該保全異議の申立てを認めず、上記①の申立てについての決定を認可する旨の決定をしております（※注4）。

また、本訴訟に先行して、前氏により、下記③および④の申立てがなされました。

- | |
|--|
| ③ 2026年6月29日に開催される当社の定時株主総会の開催禁止の仮処分の申立て |
| ④ 当社の一時取締役および一時代表取締役選任の申立て |

上記③および④の申立てについて、東京地方裁判所は、申立てをいずれも却下するとの決定をいたしました（※注5）。

(3) 当社取締役による本訴訟提起の目的

上記①から④の申立てに対する各決定は、仮処分の決定であり、暫定的なものであるため、裁判所により最終的な判断がなされたわけではございません。

当社取締役による本訴訟の提起は、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が法令および定款に違反し、不存在または取り消されるべきものであ

ることについて、裁判所による最終的な判断を求めるものになります。

- ・注2：2026年6月2日付「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に関するお知らせ」でお知らせした決定です。
- ・注3：2026年6月23日付「当社取締役による地位確認仮処分の申立ておよび当社取締役による地位確認仮処分命令決定に関するお知らせ」でお知らせした決定です。
- ・注4：2026年6月12日付「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」でお知らせした決定です。
- ・注5：当社が、2026年6月24日付「当社株主による定時株主総会開催禁止仮処分申立て却下決定並びに当社株主による一時取締役及び一時代表取締役選任申立て却下決定に関するお知らせ」でお知らせした決定です。

3. 本訴訟を提起した者（原告）の概要

本訴訟を提起したのは、2026年6月26日時点の当社取締役である左奈田直幸、松場清志、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子および仲岡一紀の7名です。

4. 本訴訟の内容

本訴訟は、本臨時株主総会における当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議が不存在であることを確認することまたは取り消すことを、当社取締役が裁判所に求める訴訟になります。

5. 当社の対応

当社といたしましても、当社取締役の解任決議および前氏提案取締役候補者の選任決議は法令および定款に違反し、不存在または取り消されるべきものであると考えており、今後、本訴訟の内容を精査し、代理人弁護士を通じて適切に対応してまいります。

当社は、引き続き、法令および定款等に基づき、企業価値の向上および株主の共同利益の実現のため、適正な職務執行をしてまいります。

なお、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかに適時開示いたします。

以上